京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金交付要領

制定　令和７年１１月２５日
改定　令和７年１２月２３日

（趣旨）

第１条　この要領は、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付に関する事務を執行する京都市省エネ家電への買換え促進事業事務局（以下「執行団体」という。）が、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金交付要綱に基づく京都市からの補助金の範囲内において行う、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　補助金は、第３条に規定する者が第４条第１項に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する場合に、その経費の一部を補助することにより、電気代の負担軽減や二酸化炭素排出量の削減を促進することを目的として交付する。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の⑴又は⑵に該当する者が共同で補助対象事業を実施する者とする。

⑴　京都市内に所在する住宅に既に自ら居住する者

⑵　京都市内に所在する店舗であって、補助対象機器を対面により販売し、かつ、買換え前の機器の処分に係る手続きを行うことができる店舗（第６条第２項の通知を受けた店舗に限る。）（以下「対象店舗」という。）

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付対象としない。

⑴　既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者

⑵　役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

⑶　暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

⑷　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

⑸　役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

⑹　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑺　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が⑵から⑹のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

⑻　⑵から⑹のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、申請窓口が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わない者

⑼　公序良俗に反する活動を行う者、その他申請窓口が適当でないと認める者

（補助対象事業等）

第４条　補助対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業とする。

⑴　京都市内に所在する住宅に既に設置されている空調機器又は電気冷蔵庫を補助対象機器に買い換えるものであること。

⑵　補助対象機器は、前条第１項第２項で定めた店舗で購入するものであること。

⑶　補助対象機器は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古機器は原則、対象外とする。

⑷　補助対象機器は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）に基づくエアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成２１年経済産業省告示第２１３号）に掲げる基準を達成した空調機器及び電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成２５年経済産業省告示第３４号）に掲げる基準を達成した電気冷蔵庫とする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、次のとおりとする。

⑴　空調機器

冷房能力によって、次のとおりとする。

ア　１２畳用未満（～２．８kW）の機器　１５，０００円

イ　１２畳用以上（３．６kW～）の機器　２０，０００円

⑵　電気冷蔵庫

容量によって、次のとおりとする。

ア　３５０Ｌ未満の機器　８，０００円

イ　３５０Ｌ以上、４５０Ｌ未満の機器　１５，０００円

ウ　４５０Ｌ以上の機器　２０，０００円

（補助対象機器販売等店舗の登録等）

第６条　対象店舗に登録しようとする店舗は、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金店舗登録・変更申請書（第１号様式。以下「登録・変更申請書」という。）により、執行団体に提出（原則、電子情報処理組織又はファクシミリを使用する方法により提出に限る。以下同じ。）しなければならない。

２　執行団体は、登録・変更申請書の提出を受けたときは、確認の完了を行ったものから、申請店舗に通知するものとする。

（共同規約）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、第３条第１項に規定する両者で、京都市省エネ家電への買換え促進事業共同事業実施規約（第２号様式。以下「共同規約」という。）を締結するのものとする。

２　共同規約の締結に際し、第３条第１項第２号に規定する店舗は、第３条第１項第１号に規定する者へ、共同規約の内容等について説明することとする。

（予備申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金予備申請書（第３号様式。以下「予備申請書」という。）、共同規約のほか別に指定する書類を添えて、別に定める日までに執行団体に提出しなければならない。

２　執行団体は、予備申請書の提出を受けたときは、速やかに、予備申請を受け付けたことを対象店舗に通知する。

（予備申請内容の廃止の申請）

第９条　予備申請を受け付けたことの通知を受けた者（以下「予備申請者」という。）は、補助対象機器への買換えを取り止めたときは、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金廃止申請書（第４号様式。以下「廃止申請書」という。）を速やかに執行団体に提出しなければならない。

２　執行団体は、廃止申請書の提出を受けたときは、申請を受け付けたことを予

備申請者に通知する。

３　予備申請者が、買換えを行う補助対象機器を変更する場合は、廃止申請書と同時に、予備申請書を再度提出するものとする。

（交付の申請）

第１０条　予備申請者は、補助対象事業が完了したときは、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金交付申請書（第５号様式。以下「交付申請書」という。）のほか別に指定する書類を添えて、執行団体に提出しなければならない。ただし、廃止申請書の提出をしている補助対象事業については、この限りではない。

（交付の決定）

第１１条　執行団体は、交付申請書の提出を受けたときは、確認の完了を行ったものから先着順に、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助対象事業の目的及び内容が適正であるか否かを調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付額を決定するものとする。

２　執行団体は、前項の調査により、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

３　執行団体は、速やかに、第１項又は第２項の決定をするものとする。

４　執行団体は、補助金の交付を決定したときは、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金交付決定通知書（第６号様式。以下「交付決定通知」という。）により、補助金の交付額を申請者に通知する。

５　執行団体は、補助金の不交付を決定したときは、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金不交付決定通知書（第７号様式）により、不交付としたこと及びその理由を申請者に通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第１２条　執行団体は、予備申請書を受け付けた場合や補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業を既に執行した場合におけるその執行に係る部分については、この限りではない。

２　執行団体が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

⑴ 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

⑵ 予備申請者が補助対象事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助対象事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合（交付決定対象者の責任に帰すべき事情による場合を除く。）

３　執行団体は、第１項の規定による決定の取消し等をしたときは、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金交付決定取消通知書（第８号様式。以下「取消通知書」という。）により、予備申請者に通知する。

（補助金の交付）

第１３条 執行団体は、原則として、前月末日までに登録された交付申請（第１１条第１項の補助金を交付することが適当であると認めたものに限る）について、当月中旬までに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第１４条　執行団体又は京都市（以下「執行団体等」という。）は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

⑴　偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑷　第２０条の規定による検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

⑸ その他この要領の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。

２　前項の規定による決定の取消し等をしたときは、取消通知書により、交付決定対象者に通知する。

（補助金の返還）

第１５条　前条の規定により補助金の交付の取消し等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（財産の管理等）

第１６条　補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得した財産（以下

「取得財産」という。）について、管理するための台帳を備え、執行団体の定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならない。

２　前項に規定する執行団体の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号、以下「省令」という。）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）とする。

（財産処分の制限）

第１７条　補助金の交付を受けて設置した取得財産（取得価格が単価５０万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産に限る。）は、執行団体等の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）てはならない。ただし、前条第２項に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

２　補助金の交付を受けた者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金取得財産処分承認申請書（第９号様式）を執行団体等に提出し、その承認を受けなければならない。また、その他の財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成２０年５月１５日付環境会発第０８０５１５００２号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例によるものとする。

３　執行団体等は、前項の規定による申請を承認することを決定したときは、京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金財産処分承認決定通知書（第１０号様式）により、次条に規定する補助金返還額を通知する。ただし、執行団体等が自然災害等の状況等を勘案して認める場合は、補助金の返還を求めないものとする。

４　財産処分承認基準第４に定める財産処分納付金について、前項に定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条第１項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金返還額）

第１８条　補助金返還額は、補助対象経費に次項に規定する減価償却費を減じて得た額に、補助金交付額が補助対象経費に占める割合を乗じて得た額とする。

２　減価償却費は、補助対象経費に第１７条第２項の省令別表第８に規定する

定額法の償却率及び次項に規定する償却年数を乗じて得た額とする。
３　償却年数は、設置日から財産処分実施日までに経過した月数を１２で除して算定（少数点以下３位を切り捨てる。）した数とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

（補助金の経理等）
第１９条　補助金の交付を受けた者は、補助対象経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。
２　補助金の交付を受けた者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（状況報告、検査等）
第２０条　執行団体等は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し、次の各号に掲げる事項について、報告を求め、検査し又は指示することがある。その場合、補助金の交付を受けた者は、遅滞なく対応しなければならない。
⑴　補助対象事業の遂行状況や経理状況
⑵　補助対象事業の設備設置写真等
⑶　補助対象事業に係るアンケート
⑷　その他執行団体等が必要と認める事項

（電子情報処理組織による申請等）
第２１条　この要領に規定する書面等により行われる申請等については、執行団体が定める電子情報処理組織（本業務に使用する電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続したもの。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。
２　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等に関する規定に規定する方法により行われたものとみなして、その他の当該申請等に関する規定を適用する。
３　第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける執行団体の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録が確認された時に、執行団体に到達したものとみなす。
４　この要綱に規定する書面等により行われる処分通知等については、執行団体が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法によ

り受ける旨の別に定める方法による表示をする場合に限る。

５　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等に関する規定に規定する方法により行われたものとみなして、その他の当該処分通知等に関する規定を適用する。

６　第４項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に関する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。ただし、当該処分通知等を受ける者の故意又は過失により、その者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされなかった場合にあっては、故意又は過失がなければ当該処分通知等を記録することができたと客観的に認められる時に到達したものとみなす。

（補則）

第２２条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、執行団体が別に定める。

附　則

この要領は、令和７年１１月２５日から施行する。